

15.11.11
80

山村製衣場事務所

労働争議調査表

一、発祥年月日
二、解決年月日
三、発生原因

大正十五年十月十八日
至 同 年 全 月 十九日



日本労働組合総連合会第四所任組合が当所従業員を加^{但合}入^ラ
勧誘せしむるに始まり従業員の一部が團法を力ヲ過信セシ
ニ因ル

四、要求事項

西安ハ

全従業員者、現在賃銀ニ割乃至四割方増給スルニト